

らだけみれば、帰国時のみでなく、むしろ、帰国後、一定期間を経たのちにこそ必要なものであるが、周知のように、わが国の研修事業は、その歴史も浅く、さらに「言語」の障害、風俗習慣の違い等、他の欧米諸国の場合とは異質の問題点をはらんでいる。したがって、当面のエバリュエーションは、研修員よりもわが国自身の反省に重点を置くようになる。

この意味で、事業団が現在研修員の帰国時に実施している。滞日研修が研修員にどのように受けとられたか、ということを中心にしたエバリュエーションは、それなりの一つの意義をもつものである。

現在、実施対象は、当面、集団研修の改善という点から、主としてコースに限り、研修期間6ヶ月以下のものに対しては帰国時に1度、また6ヶ月以上のものに対しては、中間と帰国時の2度の割合で実施している。とくに、中間エバリュエーションは、残余の期間の研修にすぐ役立ち得るよう配慮されている。

具体的な実施方法としては、研修員より提出されるレポートと研修員とのミーティングを併用している。

9. 帰国研修員の実態調査

89年度、マレーシア、フィリピン、中華民国へ、第1回の帰国研修員実態調査員が派遣された。

受入れ事業が開始されて以来10余年、この間受入れた研修員は、6,000余名に達し、多い国では、1,000名に達することもある。このように、わが国での研修が次第にこれら諸国に定着しつつあるが、それにともない、多くの研修員から、帰国後のアフターケアについての要望がたかまつてきた。

従来、わが国においては、受入れ体制の整備に忙殺されてきたが、中央センターの完成等にもみられるように、今日この面では顕著な成果がみられ、今後むしろ、在日研修が真にこれら諸国で開花するよう帰国後のアフターケアに重点がおかれなければならない。

他方、わが国にとつても、受入れ研修員の増加にともない、より

効果ある研修が求められなければならない、これらの意味から、39年度に、第一回の帰国研修員実態調査のため職員が派遣され、その端緒が開かれたことは大きな意義があつた。以下調査結果を簡単にまとめる。

(1) 調査対象

今回の調査は、1962年4月から1964年9月までの間に、日本政府の技術協力計画（コロンボ計画、北東アジア計画、及び原子力計画）によつて来日し、研修を受けて帰国した研修員にその範囲を限定し、且つ、クアラルンプル、シンガポール、クチン、ジエセルトン、マニラ及び台北またはその近郊に勤務または在住する者227名を対象とした。

なお、今回の調査に際し、帰国研修員はもとより、在外公館からも、多大な援助と協力があつた。

(2) 調査内容

調査内容としては、1. 日本で習得した技術の帰国後の応用についての問題点、2. 日本で受けた研修についての所感、3. 日本滞在中の宿舎、滞在費等について、4. 帰国研修員の同窓会結成について、これら諸点に中心を置いた。

(3) 調査方法

関係地域に駐在する我国公館の協力を得て会議を開催し、席上質問を行ない、同時に用意の調査表（QUESTIONNAIRE）一調査表は昭和37・38年度と同一形式——の質問事項に記入させる方法を主体とし、補足的に勤務先を訪問して、上司の意見を聴取し、また一部当該政府技術協力担当官の意見をも聴取した。

なお面接できなかつた帰国研修員には、大使館等を通じて調査表を送付し、返送を受けることとした。

(4) 調査率

(調査場所)	(調査対象)	(会議等面接による調査人数)	(調査表回収率)
クアラルンプル	33人	10人(30.3%)	17(51.5%)
シンガポール	38	28(73.7%)	26(68.4%)

(調査場所)	(調査対象)	(会議等面接による調査人数)	(調査表回収率)
ク　チ　ン	9人	7人(77.8%)	3(33.3%)
ジエセルトン	10	8(80.0%)	4(40.0%)
マ　ニ　ラ	106	64(60.4%)	40(37.7%)
台　北	31	16(51.6%)	30(96.8%)
計	227	133(58.6%)	120(52.4%)

(注) 面接調査人数と調査表回収率が一致しないのは、調査表の後送を約した帰国研修員が、何らかの事情のため返送して来なかつたためである。

(5) 調査結果の概括

各地で概して共通的に述べられた問題点の主なものを挙げると次のとおりである。

- a 日本で習得した技術を帰国後応用する場合の問題点。
 - (a) 機材、設備が充分でないため、折角の技術が活用できない。
 - (b) 問題解決のための参考資料、情報が不充分であり、指導を受ける者もいない。
 - (c) したがって技術の向上が図れず、停滞のおそれがある。
- b 日本で受けた研修についての帰国後の所感
 - (a) 集団研修コースは内容が一般的、網羅的でありすぎる。コースの中を細分化し、参加研修員の希望に応じて Specified subject 研修の時間をふやすべきである。
 - (b) 水準の異なる各国からの参加者のすべてに満足を与えることは困難であるから、個別受入れの枠を拡げるべきである。
 - (c) 研修監理員、通訳の専門知識が貧困である。この状態が改善されないならば、日本語研修を徹底させるか、講師(指導官)の英語力を改善する方法を考えるべきである。
 - (d) 英文資料が不十分であつた。
 - (e) 研修期間は一般に短かすぎる。
 - (f) 特に機械操作等の実習期間は各コースを通じて短かすぎる。

全体の期間が延長できないならば、講義時間を短縮し実習期間の延長をはかられたい。

- c 宿舎、滞在費等について
 - (a) 事業発足後、特に中央研修センター開館後の研修員からは、宿舎についての不満はほとんど聞かれなかつた。
 - (b) 滞在費に言及した者も少数であつた。
 - (c) 事業団担当者の誠意と努力には、ほとんどすべての者が謝意を表明した。
 - (d) 研修終了証書については、より詳細で Beneficial な証書の発行を希望する者が多かつた。

d 帰国研修員の同窓会（クラブ）結成について

各地に於て、かかる組織の誕生を歓迎する声が圧倒的であつたが、その組織化については日本側（海外技術協力事業団または在外公館）からの働きかけが現実的であり有効であろうとの意見であつて、帰国研修員の中からという動きは弱かつた。

e その他の問題

- (a) 日本語研修の必要性を強調する者が相当数見られた。
- (b) 帰国後も海外技術協力事業団からの連絡（定期刊行物の送付等）を希望する者が大多数を占めていた。

調査の結果、以上のような要望が出されたが、そこからは、帰国後のフォローアップと、滞日研修の強化について強い要望が汲みとれる。

そして、そこにはまた、数々の貴重な示唆があり、今後の受入れ事業にとって重要な参考となるろう。

10. むすび

以上、昭和39年度、受入れ事業を概観してきたが、そこには、受入れ数の減少、計画別受入れの変化（日米合同の減少とそれにもなりコロンボ計画等の比重の増加）、受入れ対象の変化（地域の変化、研修員の極度の変化、受入れ業種の変化等）、研修方式の変化（地域的特性を生かした集団研修の強化、集団研修の減少）、中

央研修センターの完成にみられる受入れ体制の強化，帰国研修員へのアフターケアの開始等，いくつかの重要な特徴があつた。

このうちの，受入れ体制の強化等は従来からの問題に対する努力の結果であり，また，集団研修参加者の減少，帰国研修員の実態調査は，それぞれ，前者から二国間方式の個別研修の増加，集団コースに対する反省及びその内容改善の促進，さらには，個別研修の増加にもなう受入れ体制の整備，また後者から帰国後のアフターケアへの要望，修了証書への学位の付与等の新たな問題を提示した。

もちろん，従来からの問題である受入れ体制等は，今後，全体の受入れ人員が増加するにしたいがい，いつそその拡大と整備に努力しなければならぬであろうし，さらに，将来はより多くの民間人の受入れということも当然考慮されるべきであろう。

このような，いくつかの課題が残されているとはいえ，総じて，昭和39年度の受入れ事業は量的拡大よりも，より「きめ」のこまかい，質的充実へ重点がおかれたといえよう。

そして，その中でも，帰国研修員に対するアフターケアの開始等，未来への前進を示すものがあつた。

しかし，いま，この受入れ事業をより高い次元から展望すると，従来から，わが国の受入れ事業は，量的拡大と同時により「キメ」のこまかい質的充実に努力してきた。

そのため，常々，相手国事情の把握につとめてきたが，それは，その仕事の困難さのため，必ずしも充分とはいえなかつた。

最近「アジアは一つではない」という声がよくきかれるが，これに関して，39年度の受入れの中に一つの興味ある具体的例示があつたので示そう。

39年度の政府一般に基づき，インドから二つの視察団を，他方，中南米からは各国から編成した一つの視察団を受入れた。

これは，当然ではあるが，言語，風俗の共通した中南米では各国から参加した一つの地域単位の視察団が編成できるのに反し，これらの全く異なるアジアでは国別の視察団しか編成し得ないこと，を意

味しないだろうか。

まさに「アジアは一つではない」のである。

しかし、さらに詳細にみれば、これは、なにも、アジアだけについていえるのではなく、中南米をも含めた全ての低開発国についていえるのではないだろうか。

十ばひとからげにした低開発国観などどだい成立し得ないのである。われわれがいま、受入れ事業一つをとつても、このようなことを実感としてもつものである。

今後、受入れ事業は、ますます、量的にも拡大し、質的にも充実されるであろうが、そのためには、なによりも相手国の実質把握が重要となろう。

そして、このようにして、はじめて、研修員の受入れも、帰国後のアフターケアも成果を上げ得るのではないだろうか。

第2節 専門家派遣事業

専門家派遣事業は昭和30年度において、コロンボ計画に基づき、東南アジアの低開発諸国に28名の専門家を派遣したことにけじまるものであるが、爾来、着実な歩みをつづけ、その対象地域もコロンボ計画加盟国のみならず、昭和33年度には中近東アフリカ、及び中南米諸国。昭和35年度には北東アジア地域の諸国をも加えるにいたり、その数は65カ国余の多きを数えるにいたつている。

また、派遣した専門家の数も昭和40年度、即ち発足当初より10年を経過した今日において、総計871名にたつし今後益々増加していく傾向にある。

これら専門家の派遣事業は、その効果の現われるまでには、比較的長期間を必要とする地味な事業であるが、受入れ国側はこれら専門家の業績を高く評価するにいたり、近年においては、その要請数は増加の一途をたどり、昭和39年度には、約400名という数字を示している。

以上の如く専門家の派遣は研修員の受入れとあわせ、わが国の技

術協力事業の重要な柱の一つとして低開発諸国の開発のために極めて重要な役割りを果たしている事業であり、今後なお一層の発展拡大が望まれているものであるが、すでに述べてきた如き数的増大の一面、問題点をしとするものではない。

1. 専門家派遣の問題点と将来への展望

専門家の派遣事業は、受入れ国の要請に対しその職種の専門家を派遣すれば事足りるとするものではなく、その性格からみて専門家自身の能力、人格に左右されるところが非常に大きい。

したがって、専門家派遣事業のキーポイントは人格、能力ともに優れた専門家を確保するという点にある。

現行の専門家派遣は公務員を現職出張させるか、民間会社から派遣期間だけ一時的に出向してもらうかのどちらかの形をとっている。

公務員の場合は例外的に休職扱いをうける場合もあるが、通常の場合としては、現職出張の形をとることが多いので、官庁においては定員等の関係上積極的な協力を得ることができない。

一方、専門家自身についても長期間海外で勤務することは将来の昇進等への影響もあることから敬遠される場合が多い。

民間人の場合は、定年退職者は別として、中堅クラスの技術者を派遣することは、会社にとって直接利益になる場合を除き、種々の点よりみて非常に難しい問題である。

以上の如く現行制度においては派遣される専門家に対しては何等法律的な制度もなく、また明確な保償制度もないため、おのずから人選の対象が限定され人格、技術ともに優秀なる専門家の派遣が困難となつている。

(1) 専門家派遣事業の強化

すでに述べた如く、専門家派遣事業のキーポイントは人格、技術ともに優秀なる専門家を確保することにある。

また過去10年間に871名におよぶ専門家を派遣してきたが、逐年派遣要請件数も増し、わが国からの派遣専門家に対する受入れ国側の信用と期待は益々大きくなつている状況にある。

しかしながら海外に派遣すべき優秀なる専門家を質量ともに確保することは、現行の業務態勢にては問題が多く極めて困難である。

この派遣事業を積極的に、効果的に推進するためには、現在の業務態勢を検討しより広く人材を求めると共に、専門家の選考、派遣決定を事業団にて自主的に行なう方針を確立する必要がある。

すなわち、従来専門家の派遣を決定するには関係各省庁に派遣専門家の推薦方を依頼し推薦のあつた者につき、事業団の意見をさしはさむことなくそのまま派遣の手続きをとつているのが実態で、専門家派遣事業について最終責任を負うべき当事業団の主体性は軽視されがちである。

事業団発足以来3年の経験をもち要請される地域に、どのような専門家を派遣すべきかということについては当事業団が最も深い経験をもつていたつたと思われるが派遣業務をより強力にかつ効果的に推薦するため、派遣専門家の人選の層をより広く、厚くする必要がありそのため次の措置を行なうことが望ましい。

a 専門家の登録制度

(a) 帰国専門家をリストアップする。

(帰国専門家中、優秀な実績を収めた者の再派遣を考慮する)

(b) 官公庁のみにとどまらず、広く民間業界にも呼びかけ、海外派遣可能のもので、且つ適格者を広範囲にリストアップする。

(c) 各省庁と協議する人選依頼については、海外派遣に適格であるか否かの条件を詳細に記入しうる形式のカードを作成し、これに基づき、事業団にて選考する。

b 実施に際しての具体策については

(a) 帰国専門家との連絡を常時密接に行なう。

(b) 専門家の帰国報告会等あらゆる機会をとらえて、業種別の懇談会を随時開催し、海外派遣業務の実態を把握、周知せし

め民間業界等の協力を得るよう措置する。

(c) 新聞，報道機関，学術文化機関等に派遣専門家関係の資料を積極的に提供する。

(d) 専門家等ニュース（仮称）の発行等が考えられる。

c オフア－制度の採用

専門家の派遣は，過去10年間東南アジア等低開発諸国の要請に基づいて専門家を人選し派遣するというまったく受身の技術協力を実施している。

このことは，本事業の性格上止むを得ないことと考えられ，原則的には受動的であるべきであるが，専門家派遣事業も10カ年の経験とともに各種の蓄積をもつに至つた今日，かかる受動的な協力のみにては本事業の効率的な実施と，開発途上にある国々の真の開発に協力するための十分な成果が期待されぬうらみがある。

即ち，

(a) 各国からの派遣要請は各国行政内部の力の比重関係によつて決せられ，当該国の経済発展に真に適合するテーマが必ずしも優先するとは限られない。

(b) 要請を受けたテーマに対してわが国の技術水準が常に万能で指導するに足る技術力を容易に確保し得るとは限らない。

要請をうけたテーマに代つて当方よりオフア－したいテーマ技術がある場合でも従来の体制ではそのまま放置されることが多い。

(c) わが国の技術協りに計画性と一貫したfollow up を確立することが必要である。

このため，わが国よりこれらの諸国に対して受動的な協力のみにとどまることなく，これを補完する意味で若干の能動的な協力を行なう時期にいたつたと考えられる。

(d) わが国が従前から実施してきた技術協力の経験から，特に

実施したいテーマをもっているが、これをオファー制度によつて充足することが可能となる。

d 実施方法としては

- (a) オファー制度をとるためには、その基礎前提として被援助国の経済発展にいかなるテーマが重要であるかを調査研究する必要がある。

そのため、当事業団は、外務省及び各省庁と国別、業種別に各国事情等を勘案して要請をうけた専門家派遣のほか、オファーするテーマを決定する。

- (b) 専門家を公募し適格者のリストアップを行なう。
(c) 要請をうけた国別、業種別の派遣専門家を検討の上、これを補完調整し各国毎にオファーする。
(d) オファーに対する回答はA I フォームをもつて受けつけ、派遣する。

(2) 派遣専門家の身分保障について

専門家が海外に派遣されるに際して身分上の取扱いが不明確であるため、専門家派遣事業の大きな障害になつていくことはすでにくりかえしのべてきたところであるが、特に派遣期間が長期にわたる場合は、所属先官庁の定員補充等の問題から、また民間人の場合でもまったく所属機関の好意にたよらざるを得ないという点からみても要請に合致した最適任者を必ずしも派遣し得ないという憾みがある。

これらの困難を解決するため派遣専門家の身分を、派遣決定後は、必要に応じ当事業団に移し替え派遣することとし、その身分は帰国後業務整理完了の日までとする。

また特に民間企業より専門家の提供をうける際は、現在の専門家個人に対する給与等の支払い方式をあらため、当該企業体との契約ベースにのつとつた当該企業体に対する給与等の支払い方式とにかえることが考慮せられてしかるべきと思われる。

(3) 派遣専門家の給与等について

現在、派遣専門家に対する給与等の支払いは「技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準」に基づき、短期派遣専門家（派遣期間、1年6カ月以下）は国家公務員の海外出張旅費規程に準じ、旅費形式をとり、また長期派遣専門家は、外務公務員の在勤俸形式に準じている。これは昭和38年度に従来の給与方式を大巾に改正した画期的なものであるが、欠点をしとするものでなく、時に現在留守宅手当思想に基づいて支給されている本俸を、本来の本俸の姿にもどし少なくとも派遣される当該専門家と同等の国家公務員の国内諸給与を下まわらないものとしたい。

また、医師、設計業務に従事する等の専門家については、専門職制度を設け、専門職手当を支給すべきと思われる。

その他、専門家の赴任中における海外における死亡、傷害、及び疾病等の災害補償についても、業務上、業務外を問わず、当事業団にて補償する方向にもつていくことが望ましい。

(4) その他

a 語学研修の強化

一般的にいつて、技術的には優秀なる専門家の選定にあつては、語学の点を厳格に審査しているが、専門家選考に際しての語学の隘路はみのがし得ない重要な問題である。

b 派遣前準備教育の強化

従来は、相手国の一般社会、文化、及び経済情勢、地理及び気候条件等について予備知識をあたえるにとどまつていたが、今年度は特に要請の背景、当該専門家に期待される業務の内容、及び相手国側の経済開発計画との関係等につき重点的にオリエンテーションを実施し、当該専門家よりは業務実施計画書を提出するよう指導している。

これは派遣される専門家に対し技術協力のなんたるかを完全に習得せしめ従来、とかく漠然たる考へのもとに赴任していた

弊害をなくそうとするものである。

その他、長期に派遣される専門家の子弟の教育問題、専門家を含む健康管理問題等今後、さらに検討されるべき問題が多くある。

2. 専門家派遣事業の実績

昭和39年度における派遣費の予算総額は286,710千円であり、青年技術者の経費14,720千円を含んでいる。

専門家が現地において技術指導を必要とする携行機材費の予算額としては47,800千円である。

派遣専門家の派遣実績は、185名、57家族及び青年技術者14名であつたが、このうち新規に派遣した専門家は85名18家族及び青年技術者5名である。昭和38年度より継続の専門家は96名、37家族及び青年技術者9名である。

これを計画別に見ると、コロンボ計画135名（新規分56名、継続分79名）中近東アフリカ技術協力計画23名（新規分14名、継続分9名）、中南米技術協力計画15名（新規分10名、継続分5名）、その他アジア地域等技術協力計画12名（新規分9名、継続分3名）、及び青年技術者14名（新規分5名、継続分9名）となつており、依然として、前年度に引続きコロンボ地域への派遣が絶体優位をしめている。

新規派遣の主な例をあげるとフィリッピンへのエルトールコレラ専門家の派遣及びサウジアラビアへの国境確定のための定点設定専門家の派遣がある。

上記エルトールコレラ専門家はフィリッピン国ネグロス島に土着蔓延しているエルトールコレラ撲滅運動にかかる日比共同研究のため派遣されたものであり、あわせて同専用家の技術協力を効果あらしめるため携行機材として細菌検査車、孵卵器及び冷蔵庫等400万円相当の医療器具を供与した。

また、サウジアラビア両国間の国境は従来慣習上定まつていたが何んらの標識もなかつた。サウジアラビア政府は今回これを現地に

設定するため測地点設置の必要に迫られこの原点観測をわが国に要請してきたものである。

わが国は本要請に応え専門家4名を派遣したが、あわせて本件技術協力を効果あらしめるため携行機材として200万円相当の天体観測器具アストロナーベを送付した。

また、前年度よりの継続事業としての青年技術者の派遣についてはカンボディアへのワクチネーター等10名を新規派遣した。

昭和39年度の派遣実績を前年度に比較すると、前年度111名に対し185名となっており、74名の増加となっている。

業種別にみると新規派遣専門家を例にとるならば農水産27名、建設13名、重工業2名、鉱業7名、軽工業2名、運輸6名、郵政15名、厚生4名、経営技術5名、及び教育4名となっており、依然として農業分野の要請が多いが、これは低開発諸国の産業構造が農業に基盤をおくものであることに起因するものと推察される。

しかしながら昨年度よりの傾向として鉱業、郵政、及び厚生が着実な伸びを示していることは注目にあたいすることである。

派遣専門家が現地における技術指導上必要とする携行機材費は、予算上単価一人当たり26万円となっているが、当事業団にて当該専門家よりの申請をまつて、内容検討の上、携行せしめている。

専門家のために調達した携行機材の総額は、28455千円であり、青年技術者には、1186千円相当の機材を携行せしめている。

第3節 海外技術協力センター

1 経 緯

昭和38年度に通商産業省の所管として、インドの西ベンガル中小工業技術訓練センター設置予算が計上されて、はじめて海外技術協力センターの構想が具現し、その第一歩をふみ出した。

続いて翌34年度予算要求の際には、閣議において以後の海外技術協力センターは、外務省を主務官庁として実施することに了解が成立し、同年度にタイ電気通信、パキスタン農業、セイロン漁業及

びイラン小規模工業の4つの技術協力センターの設置予算が計上された。

以来、外務省の所管として毎年数カ所の技術協力センター設置予算が計上され、現在までに設置または設置の決定したセンターは、西ベンガル中小工業技術訓練センターを含めて16の多きにのぼっており、その設置地域もアジアのほか中近東、アフリカ、中南米にまで及んでいる。

他方その業種は、小規模工業、農業、漁業、水産加工、繊維工業、電気通信からウイルス研究、道路建設にいたるまで極めて多岐にわたっており、しかも小規模工業の場合、その職種は木型、鑄造、鍛造、板金、溶接、機械、仕上からプラスチック成型、自動車組立、ガラス製造、皮革加工、木工、ミシン縫製等まことに多種多様である。

この海外技術協力センターの構想は、昭和32年5月に、当時の岸首相がインド、パキスタン、セイロン、ビルマ、タイ、中華民国の東南アジア6カ国を訪問した際に、わが国の経済、技術協力強化の一方策として、これら諸国に技術訓練センターを設置することに協力する用意がある旨を述べたことに端を発している。

この岸首相の提言に対して、インドの故ネル首相は同国内に技術訓練センターを設置することに、ただちに賛意を表し、またパキスタンのイスカンダ・ミルザ大統領からはカラチ近傍の土地を日本に無償提供し、日本農民による日本式農法を導入して、パキスタンの食糧増産に寄与せしめたい旨の希望が述べられた。

岸首相はさらに同年11月の第二次東南アジア諸国訪問の際にも、同様の技術訓練センター設置に関する発言を行ない、マラヤ、ラオス等の諸国がこの構想に対してかなり強い関心を示した。

この結果、それまではコロボ計画等に基づいた技術研修員の受入れ及び技術専門家の派遣という二つの柱によつて進められてきた開発途上の諸国に対する技術協力方式に加えて、新たに海外技術協力センター設置による方式が採り上げられることとなつたものであ

る。

2 構 想

この海外技術協力センター構想は、わが国の技術協力の一方式として、主として開発途上の諸国にもつとも不足している技術者、とくに中級以下の技術者をこれら諸国の国内で訓練養成することを目的とし、日本政府と相手国政府との間の双務協定により、わが国よりはセンターの設立に必要な教材、機械、工具及び予備部品等は無償供与するとともに、わが国の経費負担により技術指導のための専門家を派遣し、また相手国側補助指導員をわが国へ呼寄せ研修を行ない、一方相手国よりは、土地、建物その他の附帯施設を提供せしめるほか、相手国側職員の人件費その他センターの維持、運営に必要な経費を負担せしめて、相手国内に技術訓練施設を運営しようとするものである。

この技術協力センターに対するわが国の協力は原則として3カ年とし、協力期間経過後は相手国に引継がしめ相手国が自ら運営していくこととなつている。

3 意 義

かかる技術協力センターによる技術協力の方式は、上記のごとくわが国の援助によるものではあるが相手国も自ら経費を負担して、自国内に技術者の訓練養成の施設を設け、しかもわが国の協力期間経過後は自らこれを維持運営していくところに、もつとも大きな意義があるといえよう。このセンター設置のためのわが国の援助額は、設定の際の機械器具費や協力期間中の要員の滞在費等をあわせれば決して少ないものではないが、相手国が順調に引継ぎうれば、以後は相手国が自力で運営して技術者を訓練養成していくところに、その他の方式による技術協力と比して大きな特色がある。

これら諸国においては、たとえ外国の援助による場合でも、中級、下級の技術者については、そのものが下級であるほど、海外に渡航して技術を修得する機会を得ることは困難であり、国内に技術協力センターのごとき技術訓練施設を設け、これらのものに広く技術修

得の機会を与え一般の技術水準の向上を促すことは、開発途上にある諸国の産業開発にとつてきわめて重要なことである。

他面、開発途上にある諸国の技術者の養成は、その国の社会、経済、教育、文化水準その他の条件に十分適合してなされることが望ましく、とくにその国の自然条件に左右される度合いの強い産業にとつては、その自然条件と切り離して技術指導を行なうことは困難であり、その点技術協力センターは現地において現地の実情に適合した技術訓練を行なうことができる利点がある。

したがって技術協力センター設置による技術協力方式は相手国の事情を十分把握し、業種、方法等の選択を誤らねば、大きな効果が期待され、技術研修員の受入れ及び技術専門家の派遣等による技術協力方式と並んでかつこれらの方式と有機的関連をもつて実施してゆけば、きわめて適切有効なものといふことができる。とくに今後の技術協力は従来の均霑主義から、むしろ集中化への転換が議論されており、かかる方向へ進展することとなれば、プロジェクト・ベースによる総合的な技術協力が期待され、その場合は技術協力センターの役割はさらに重要なものとなる。

4 設置業務

これらの海外技術協力センターの設置に当つては、まず相手国の要請を検討し、この検討に基づいて予備調査団を派遣し、調査結果によつてセンター設置の可否、業種、規模等についての基本方針をきめ、センター設置に必要な予算を計上することとなつている。

こうしてセンター設置の予算がきまると、具体的な設置業務にはいるが、まずセンター設置のための実施調査団を派遣してセンターの具体的設置に必要な技術的事項等の調査及び相手国との交渉を行なう。この調査に基づいて設置計画を作成し、センター設置に関する協定について相手国政府と交渉し、締結するとともに機材の品目仕様の選定、購送、要員派遣、相手国側補助指導員の呼寄せ研修を行なうほか、センター開設後運営に必要な業務等を行なうこととなつている。これら予算決定以降の一環の業務は政府間で交渉、締結

される協定を除いては、当事業団が国の委託を受け、関係省庁等と協議して実施している。

5. 昭和39年度の主要業務

(1) 実施調査に関する業務

本年度において、タイ道路建設技術訓練センター及びインド農業技術センター設置のため次のとおり実施調査団を設置した。

a タイ道路建設技術センター

わが国はタイ国との技術協力の一環として、南タイに道路建設技術訓練センターを設置するため、昭和39年5月、建設省山高茂技官を団長とする4名の実施調査団を派遣し、約1カ月間現地調査並びにタイ国政府とセンター設置のための打合わせを行なった。

b インド農業技術センター

農業技術センター追加農場設置のための実施調査団（城下強団長以下5名）を前年度に引継ぎ現地に派遣し、センター設置に必要な現地調査とインド国政府関係との話し合いを行ない4月末帰国した。

(2) 海外技術訓練センター設置に関する業務

本年度において、タイ道路建設技術センター、インド農業技術センターおよびケニア小規模工業技術訓練センターの3センターの設置並びにタイ電気通信技術訓練センターの拡充にともなう機材購送業務を下記により実施した。

a インド農業技術センター

本センターは、昭和39年12月17日増設のための第2次設備協定が締結されたのにもない、設置委員会の協議に基づき機材は、指名競争入札により一括調達し、全機材の購送業務を完了した。

本設置数実施総額は4690万円である。

b ケニア小規模工業技術訓練センター

昭和39年7月30日本センター設備協定が締結され、それ

にともない本センター用機材を指名競争入札により一括調達し、7回にわけて船積み完了した。

本設置費実施額は5,496万円である。

c タイ道路建設技術訓練センター

昭和39年11月16日、本センター設置のための協定が締結されたのにともない、設置委員会の協議に基づき、機材の品目・仕様書を選定し、その購送業務を実施した。

本設置費実施額は1,4261万円である。

d タイ電気通信技術訓練センター

本センター訓練拡充計画に基づき、38年に引き続きラジオ、テレビ放送関係機材の購送業務を実施完了した。機材購送費実施額は、1,729万円である。

(3) 海外技術訓練センター要員派遣に関する業務

本年度において、既設センターについてはタイ電気通信技術訓練センター他12カ所に対し、また新規設置をみるセンターについてはケニア小規模工業技術訓練センター他6カ所に対し、合わせて20カ所について要員派遣業務を実施した。

これが所要経費は総額2,4838万円である。

なお、本年の要員等の実人員数は136人、78家族である。

6. 将来への展望

すでに述べたように、海外技術協力センターは現地における技術者の訓練養成を目的としてたてられた方式であるが、一部にはタイヴイールス研究センター、パキスタン電気通信研究センターのごとき研究を主目的としたセンターもあり、またインド農業技術センターのごとく演示に中心をおいたセンターもある。これらのセンターはその他の技術訓練センターとは若干性格を異にしているが、相手国に対する技術協力という立場よりみれば、その国の希望する業種に対し、もつとも効果的な方法で協力することが基本条件であり、かつセンターに対するわが国の協力期間が原則として3年という短期であり、その期間が終了すれば以降のセンターの維持運営はすべ

て相手国に引継がれるべきものであるという点などを考慮すれば、これらすべてのセンターを同一の形式にあてはめていくことはきわめて難しいことである。

かかる観点よりみれば、アフガニスタン小規模工業技術訓練センターで採用している訓練と生産を併行して行なう方法、あるいはケニア小規模工業技術訓練センターのごとき、その国の中小企業振興策と直結し、政府の融資を条件として、中小企業経営者を育成する方法などはとくに、開発の遅れた諸国への協力の今後のあり方についての一つの方向を示すものといえよう。

他方技術協力センターの設置計画は、相手国との政治的、経済的問題に対する配慮からとりあげられる場合が少なくないが、かかる場合はそのセンターが失敗すれば当然ながら政治的、経済的問題に対する逆効果ともなりかねないわけで、とりわけセンター設置のための基礎条件の検討に慎重を要しよう。

いずれにしても技術協力センターの設置に当つては、当然ながら相手国の政治的・経済的条件、とくにその希望業種の国内における位置、関連産業、経済基盤その他の立地条件及び将来性等を含めて十分な調査と検討を行なつてとりすすめていくべきものであり、このためセンターの設置に先立つては、それぞれの専門家を含めた予備調査団及び実施調査団を派遣し、現地の調査を行なうとともに、相手国とも充分協議し検討のうえこれを決めることとなつている。

しかしながらこれら技術協力センターのなかには、かかる調査と検討の結果にもかかわらず、相手国のその後の状況の変化等より、建物の建築物遅延や準備の不備、さらに相手側の負担する材料費、運営費の不足による訓練実施上の問題等、種々の障害を生ずることも少なくない。したがって、これら技術協力センターを効果的ならしめるためには設置の際のみならず運営についてのアフターケアも充分に行なう必要があり、その運営期間中はセンターとの連絡を密にし、つねにその報告をうけるほか、少なくとも年に1度くらいは現地の実態調査を行なうなど充分にセンターの実情を把握しうるとき態

勢を整えることが肝要であり、問題が生じたときは常に、直ちに現地へ人を派遣して対処することも要しよう。またセンターの土地、建物や運営費は相手国の負担が原則であるとはいえ、この場合の相手国の負担額は相当額に達するので、これが相手国のセンター建物建設の遅延から、開所の遅延となり、さらに運営費の不足から訓練、運営上に支障をきたし、センターの効果にまで大きな影響を及ぼす例も少なくない。したがって今後わが国としては相手国の経済状態等の如何によつては、先進諸国の場合に多くみられるごとき津物を含めた援助、あるいは運営費の援助等も考慮することが必要であろう。その他一般の場合でも少なくとも相手国の負担に困難が生じたときは協定や原則にとらわれず、追加機材や材料等の援助をするごとき弾力的な指置を充分考慮する必要があるろう。要するに技術協力センターは開発途上の諸国に対してこの開発促進に役立つしめることが目標である。これらの諸国にはわれわれの公式的な方式や常識的解決では理解できない、また解決できないものが少なからずみうけられる。しかしかかる非常識的な非合理的なものが、これら諸国の近代化、したがってとりもなおさず開発促進を渋滞せしめているわけで、かかる実態を無視しては真の技術協力はありえないといつても過言ではない。したがって、これら相手国内に設置、運営される技術協力センターについてはとくにわが国としては、今後一層即応的、機動的な態勢をとつていくことが要求されようし、かつコロソ計画等による研修員受入れ、個別専門家派遣等の方式を有機的に実施していけばセンターの将来は大きな成果が期待されよう。

さらにセンターが、その協力期間の長期に及ぶこと、あるいは援助額の多額にのぼること、さらにその設置は多くの場合その国の産業開発計画等の重要施策に結びついてなされることなどを考慮すればむしろ相手国の当該業種に対する、わが国の経済、技術協力の中核的機能としての活用が期待されよう。

海外技術センターの歴史は、33年にはじめてインドの西ベンガル中小工業技術訓練センターの予算が計上されてからすでに8年目

を迎えたわけであるが、具体的には漸く2センターのみが開所後5年を経過したにすぎず、相手国側に引継がれたセンターは5つを数えたといえ、何れも未だ引継ぎ態勢が整わずなお数名の専門家を派遣し協力している現状である。しかしこれら既設センターはあるいは拡充予算を計上し、あるいは協力期間を延長するなど、その内容を整備しつつあり、かつ種々の困難と障害も日本人要員その他の関係者の努力によつて克服され、各センターともそれぞれ業績と効果をあげつつあることはまことに心強く、喜ばしい次第である。

第4節 開発調査事業

1. 開発調査事業の概要

海外技術協力事業団が現在実施している開発調査は、開発途上にある国々から要請された道路、港湾、電源開発、鉄道、通信、鉱物資源、各種工業、農業、かんがい、都市計画等のプロジェクトについて、政府ベースの調査団を編成派遣し、現地調査によつて得た結論を報告書にまとめ、日本政府の勧告として相手国政府に提出するものである。

調査は、それらの国々の政府またはそれに準ずる機関（国際機関を含む）からの要請に応じて行なわれており、また調査の対象となる開発計画は公共的なものに限られている。

これは普通相手国政府からわが国の在外公館を通じてわが国に要請されているが、その他相手国首脳の来日、わが国の公的・私的使節団、民間機関等の諸相手国訪問等により、要請が表明されることもある。

つきに、相手国の開発程度により企画された開発計画に精粗があり、したがつて、調査の程度にはかなりの幅があつて、全く概括的な現状調査のうへ、計画の方向付けを行なうものから、概略設計の段階のもの、さらに精度の高い、いわゆるフィジビリティ・サーベイまで行なうものもある。

事業団は政府の委託をうけて上述のような調査を行なうため、現

地に調査団を派遣し、技術的・専門的な協力を行なうわけである。そして、政府ベースの技術協力であるところから、調査に必要な経費は、全額政府が負担する建前で、外務省予算（投資前基礎調査委託費・メコン河総合開発調査委託費）及び通産省予算（海外開発計画調査委託費）として計上されている。昭和39年度は、投資前基礎調査委託費が約8082万円、メコン河総合開発委託費が約6418万円、そして海外開発計画調査委託費は、6500万円で、合計約2億1000万円の予算により20の調査団を派遣した。

その内容は次のとおりである。

(1) アジア地域

- ① カンボディア・ブノンペン新港建設計画調査
- ② メコン河サンポール地点開発計画調査（カンボディア）
- ③ メコン河アパースレポック上流農業開発計画調査（南ヴェトナム）
- ④ 台湾、高雄港拡張計画調査
- ⑤ フィリピン工業化計画調査
- ⑥ タイ・ナムサイヤイ電源開発計画調査
- ⑦ インドネシア・ボンチャナツク橋梁加設計画調査
- ⑧ 東西パキスタン・海底ケーブル計画調査
- ⑨ 東パキスタン・チタゴンカルナフリ河橋梁架設計画調査
- ⑩ 西パキスタン・マイクロウエーブ網建設計画調査
- ⑪ 西パキスタン中小工業開発計画調査

(2) 中近東・アフリカ地域

- ① イラク水道建設計画調査
- ② トルコ・ダラマン河電源開発計画調査
- ③ アラブ連合砂漠地域通信網開発計画調査
- ④ スーダン鉄道建設計画調査

(3) 中南米地域

- ① ヴェネズエラ・カラカス市交通網整備計画調査
- ② ペルー包蔵水力調査

- ③ チリ・マイクロ回線網建設計画調査
- ④ ボリビア・パラグライ木材利用工業開発計画調査
- ⑤ アルゼンチン・コロンビア鉱物資源調査

これらの調査の具体的な内容は国別に後述するが、調査の性格にしたがって分類すると次のとおりである。

a 昭和39年度開発調査団分類

(a) 予算別分類

外務省予算	12件	(メコン河開発調査を含む)
通産省予算	8	
計	20	

(b) 地域別分類

アジア	11件
中近東・アフリカ	4件
中南米	5
計	20件

(c) 調査業種別分類

農業	2件	電気通信	4件
林業	1件	水道	1
工業	2	港湾・舟航	2
電力	4	鉄道・地下鉄	2
道路・橋梁	2	鉱物資源	1

(注) 一調査団で目的が多岐にわたるものは、それぞれの業種に重複計上してある。

また、調査に直接参加した団員は合計156名に上り、次のとおりその所属は官庁、コンサルタント会社、建設会社をはじめ多方面にわたっている。

(d) 昭和39年度開発調査団々員

所属別分類

官庁	19人	大学教授	3人
公社	9人	コンサルタント	17

公団・事業団	24人	建設会社	14人
鉱業会社	5		
その他の団体・会社	65		
計	156人		

2. 開発調査事業の問題点

わが国は、昭和32年以来政府ベースによる技術協力の一つとして開発計画立案のための調査団を派遣する所謂開発調査事業を実施してきたが、これが予算的に拡充され、また事業の推定主体も整備されて本格的に実施されるようになつたのは、昭和37年度に海外技術協力事業団が設立されてからである。昭和39年度の調査団を含めて当事業団が設立されて以来、派遣された調査団はすでに60を越えており、団員数は約450人に達している。しかしながら、こうした調査の実績を積み重ねるに従い、ここに幾つかの重要な問題が提起されてきた。

開発調査による援助の内容は一口にいつて専門家の派遣による技術役務の提供であり、計画立案上適当な専門家を欠く低開発諸国にとつては、それ自体極めて意義のあることといえる。ところが昨今、開発計画が進展し、これらの国々が計画の実施段階に達するに従い、さらにまた国際的な援助の競合という外部要因も加わつて、従来とは、より高度の技術形態の援助あるいは資本援助と直結したまたは、その可能性の強い援助を要請する傾向が顕著になつてきている。

そこで、この相手国側の変化に対処するため、これまでの開発調査による協力援助の内容、範囲、及び規模、さらに実施の方法等について根本的な再検討が必要になつてきている。

現在行なわれている開発調査の多くは、低開発諸国の産業基盤をかためるためのもので、それには長期低利の融資が必要となるが、わが国の資本援助の枠及びその条件などの制約により、現在のところこれらの調査とは必ずしも結びつかないうらみがある。問題の多くは経済協力の基本対策につらなるものであり、ここで直ちに解決の得られるものではないが、今後これらの問題に対処するためつき

の二つの点が考慮されるべきであろう。

(1) 援助内容の高度化

低開発諸国にとって最大の問題は、開発計画実施のための資金をいかに捻出するかということであり、わが国に調査を要請する多くの国は、調査のみならず、建設資金の調達をも要望するのが常である。

前述のとおり、これまでわが国による調査の多くは資金的援助に結びつくものが少なく、計画の早期実現を望む相手国側の期待に充分応えているとはいえない実状である。

そこで将来に向つてこの種の技術援助をより効果的に遂行していくためには、開発の熱意に燃えるこれらの国々の諸計画に対し、さらに相手国側の立場に立つて力を貸すという真に協力的態度が必要であろう。

今後は調査の実施に先立ち、まずこの開発資金調達の問題に対して能うる限りの検討を加え、開発優先度のより高いプロジェクトを中心に協力援助を推し進める方向がとられねばならない。そして調査した諸計画がわが国の資本協力あるいは国際金融機関等の融資に結びつく可能性を一層強化することにより、相手国側の期待に応えて真の国際協力の目的達成に役立つように努力すべきである。また将来においては、この種の調査、開発研究の対象を単に経済開発殊に産業基盤の開発計画にとどめず、教育、厚生医療等の社会開発プロジェクトにも広げて低開発諸国の開発発展に多角的に協力することも考慮すべきであろう。

調査の実施に当つては、一層妥当な計画を樹立すべく、わが国より提供する技術役務の高度化を図つて密度の濃い調査を行なう必要がある。そのため、対象となるプロジェクトの内容によつては、その調査を円滑にかつ効率的に行なうために本隊派遣前に予備的な調査隊を派遣して、相手側との連絡を緊密にし、その後本隊を派遣するというような方法も考える必要がある。さらに有望プロジェクトを発掘するための的確な判断資料を得るため、必

要に応じて地域別に調査団を派遣することも効果的な協力に役立つであろう。

ここで提起された問題は、わが国の資本協力をこれまでの断片的個別的なものからプロジェクト方式へ移行してゆくという経済協力の根本政策に関連するものであり、関係者のすべてが真剣に検討すべきものである。

(2) 援助の効率的体制

援助内容の高度化を図り、国際協力の効果を実り多いものにするために、選ばれたプロジェクトに対する調査がもつとも効率的に実施できるような体制が整えられなければならない。このためには、開発調査に直接間接に関係ある団体機関が協力を密にして相手国に対する研究を一層増進すること、また調査団員に選ばれた者が、わが国の代表として十分に活動できるような処遇を与えられることなどが必要である。先にも述べたとおり、低開発諸国はより高度の技術役務を求める傾向が強くなつてきており、また調査の成果、ひいてはわが国に対する評価が主に団員の能力のいかんにかかわることにも鑑み、派遣される技術専門家の質的な向上を図らなければならない。そのためにも団員の処遇については完全を期するように努めるべきである。

危険性の多い僻地に赴く団員に対する疾病・傷害など不時の場合の備えはもちろん、その他調査に必要な経費が惜しまれてはならない。

また開発調査事業の企画立案に当り、的確な判断資料と将来の長期的指針を得るためには協力援助の効果を正確に把握することが重要であり、そのための体制が強化される必要がある。

第5節 機材供与事業

1. 機材供与事業の目的

低開発国が経済的、社会的開発発展のために必要とする分野の技術または知識に関しては、自国の努力によりまたは先進国、国際連

合等の技術協力により，すでにこれを要しているにもかかわらず，必要な機材がなく，または不足しているために現に有している技術または知識の一層の開発あるいは伝達，普及，教育，訓練等が充分に行ないにくい場合があるが，機材供与事業は右のような場合に必要機材を供与し，技術協力を実施するものである。

2. 機材供与事業の実績

昭和39年度，即ち初年度における機材供与費の予算額は50000千円である。

本年度中に供与方要請あつた件数は40件約180000千円であるが検討の結果，次の14件を実施した。

昭和39年度単独機材供与計画実施表

番号	国名	機材名	数量	金額
1	インドネシア	医療関係器具(パレンバン)	1式	1,302,712円
2	"	" (マカツサル)	1式	1,463,702
3	ビルマ	70%レントゲンカメラ他	1式	378,613
	"	診療車	1台	7,855,176
	"	同上搭載器具類	1式	
4	マレーシア(サラワク)	義肢義足製造機械	1式	2,441,971
5	"	電気関係器具	1式	432,500
6	"	稲作映画フィルム	1巻	254,202
7	マレーシア(サバ)	小型ラジオ	300台	2,158,035
8	セイロン	農機具	1式	1,212,312
9	タイ	脳外科病院用器材	1式	6,497,700
10	パキスタン	テレビ受像機	100台	4,975,542
11	"	技術学校繊維科機材	1式	5,038,804
12	フィリピン	電子工学関係機材	1式	5,806,714
13	ブラジル	熱帯医学研究用機材	1式	1,019,076
14	ラオス	レントゲン装置,救急車他	1式	5,768,857
			計	46,605,916

第6節 賠償等による技術協力事業

1. 賠償

(1) 賠償による研修員受入れ事業

a インドネシア賠償研修員受入れ事業

研修員受入れ事業の経緯

インドネシア賠償研修員の受入れ事業は、日本、インドネシア賠償協定（昭和33年1月）の付属書第6項第65号「インドネシア技術者及び職人の日本国内における訓練」の規定により、また本件に関するわが国の閣議了解（昭和35年2月19日）に基づき実施されることになり、旧社団法人アジア協会は外務省の推薦により、昭和36年1月25日、駐日インドネシア大使館及び駐日インドネシア賠償使節団との間に、これが実施の契約を交換公文の形で結び業務を開始した。

この交換公文の要旨は、来日する技術研修員を初年度約250名とし、インドネシア側は、アジア協会が行なう研修員研修計画実施に必要な費用に対し責任を負い、アジア協会は研修員受入れに関し、大略次のごとき業務を行なうというものである。

- (a) 来日研修員の受入れ、宿舍の斡旋
- (b) 研修員に対する日本語の教育及び他の必要な研修科目の計画
- (c) 研修員の研修先への配置
- (d) 研修計画遂行への管理及び監督

研修員は昭和35年12月から昭和36年10月にかけて236名が来日し、またコロンボ計画研修員（15名）及び国費留学生（5名）としてすでに来日研修中のものがそれぞれ賠償研修員に切り替えられて、合計256名が第1次研修員として造船、海運、航海計器、ホテル、観光、銀行、レーヨン、電力、陶磁器、土木機械等々の分野において、平均2年半の期間で研修を受けた。これら研修員は約90名が37

年度中に研修を終了して帰国し、残り約170名については、造船研修員15名を除き、全員が38年度中にそれぞれ研修を終了して帰国した。

昭和38年度に第2次賠償研修員として34名が来日したが内1名はソ連での研修を希望して帰国した為、39年度に実施した研修員受入れ業務は39年度に来日した新規3名と第一次造船研修員15名を含めた51名がその対象となっている。

これら研修員の研修分野をみると次の如くである。

造船	15名	ホテル・観光	7名
貿易	5	室内装飾	4
銀行	3	医学	3
商業	3	繊維	2
教育	2	海運	1
体育	1	建築	1
工業経営	1	農業	1
その他	2		

計51名

以上の内造船研修員15名を含む16名が39年度中に研修を終了して帰国した。

b フィリピン賠償研修員受入事業

フィリピン賠償研修員の受入れ事業は、日本とフィリピン共和国との間の賠償協定(昭和31年5月)の付属書第7項第6号「フィリピン人技術者及び職人の日本国内における訓練」の規定に基づき実施されることになり、本事業団は外務省の推薦により、在京フィリピン賠償使節団の委託を受け、フィリピン水産庁海洋漁業監督官エンシナ氏の研修(水産海洋学)を水産庁東海区水産研究所にて昭和38年7月より39年5月まで11カ月間実施したが本人の希望及びフィリピン賠償使節団の要請に基づき、昭和40年1月より1年間

の予定で、引続き研修期間の延長を行なつた。

なお同研修員は賠償費によるはじめてのフィリピン研修員として来日したものであるが、40年4月には統計研修員5名が6カ月間6月には国有財産研修員1名が3カ月の予定で研修の為来日する事になつている。

フィリピン側は将来さらに賠償研修員派遣の計画を有しているように見受けられる。

2. 日本・カンボディア経済技術協力協定に基づく事業の実施状況

カンボディア王国の対日賠償請求権放棄に始まり、わが国とカンボディア王国間に経済援助計画が友好的に進められてきたが、昭和34年3月、日本・カンボディア経済技術協力協定がプノンペンにおいて調印された。

この協定は日本が総額15億円の経済及び技術援助をカンボディア王国に供与するもので、農業技術・畜産・医療の3センターの建設とその運営に必要な専門家の派遣と物資の提供を含むものである。

この専門家の派遣ならびに物資の調達業務については、旧社団法人アジア協会が行なうこととなり、昭和35年1月カンボディア政府当局と予備調査団を派遣する契約を結び、厚生省の推薦による専門家5名の調査団を現地に派遣した。

調査団は40日間滞在し、カンボディア政府当局と3センター建設計画の打合せを行なつた。さらにアジア協会は昭和35年10月25名の専門家派遣の役務契約（滞在期間17ヶ月～21ヶ月）及び専門家携行資材調査契約（総額880万円）を締結し、同年12月、農業技術センター及び畜産センター第一次専門家14名（農業技術センター9名・畜産センター5名）を派遣し、また昭和36年3月には物資の船積を完了、さらに同年4月畜産センター専門家1名を増加した。

しかし、カンボディア政府当局と請負業者（大林組）との建物の設計及び施行に関する契約が大幅に遅延し、建設工事の着工も繰り延べられ、施設完成に相当の期間を要する情勢に至つたので、カン

ボデリア政府当局との話し合いで派遣専門家全員は昭和37年6月帰国することとなつた。

以後はアジア協会の解散により、海外技術協力事業団がこの業務を引きつぐこととなつた。(業務認可昭和38年8月2日)一方、工業施工契約は昭和37年7月カンボディア政府当局と大林組間で調印され、38年2月着工し、39年3月に各センターの建物は完成した。

これに先きだち、海外技術協力事業団は3センター必要物資調達準備を進めてきたが、39年4月6日カンボディア政府当局と総額1億7030万9千円の物資調達契約を締結した。

農業技術センター	6,027万円
畜産センター	8,710万円
医療センター	2,293万9千円
合 計	17,030万9千円

同物資の船積は6月より開始し9月末には完了した。

また専門家派遣については、39年5月14日カンボディア政府当局と医療センター専門家の役務提供契約を締結し同年6月に先発の2名を派遣7月には後発の5名の専門家が赴任した。医療センター専門家の滞在期間は先発2名が12カ月、後発の5名が11カ月である。その後、農業、畜産2センターへの専門家派遣に関しても同年6月、カンボディア政府当局と農業技術センター先発7名、畜産センター7名の専門家の役務提供契約を締結し同年7月赴任した。同契約による専門家の滞在期間は農業技術センター14カ月、畜産センター16カ月である。その後農業技術センターへ専門家3名を派遣したがうち2名は10月3日カンボディア政府当局と役務提供契約を締結し、11月赴任した。滞在期間は14カ月である。昭和40年2月25日農業技術センター専門家残り1名の役務提供契約をカンボディア政府当局と締結し同年3月赴任した。滞在期間は11カ月である。専門家の派遣に関し当初予定した農業10名、畜産7名、医療7名、計24名の派遣は昭和39年6月より実施し昭

和 4 0 年 8 月終了した。

第 7 節 国際連合機関が行なう技術協力に対する協力業務

国連は低開発諸国の経済社会開発を目的として、通常技術援助計画・拡大技術援助計画（EPTA）及び特別基金計画（SF）を設立し、あらゆる分野で技術援助を実施している。

上記計画のうち、通常技術援助計画は国連固有の予算でまかなわれ、計画の実施は国連自体が行なっている。また他の二つの計画は国連加盟諸国の自発的な拠出金によりまかなわれ、これら計画の実施は国連を始めILO、FAO等の国連専門機関が行なっている。

事業団では上記三計画に基づいて、国連専門機関が低開発諸国に対して行なう技術援助派遣専門家の推薦業務及び機材調達に対する協力業務を行なっている。

1. 国連機関専門家の推薦

国連機関が募集する専門家の援助分野については、国連の技術援助実施機関（国連技術援助実施部UNTAO等）が実施する分野と、ILO、FAO等の国連専門機関がそれぞれ実施する分野とがある。

(1) 国連の技術援助実施機関（国連技術援助実施部UNTAO等）の募集する専門家の（援助）分野

総合経済調査（経済計画の立案と作成及び実施に関する行政措置等についての助言等）。天然資源開発（調査と査定の段階より計画立案、産出、利用及び保護まで。地質学的探査、採鉱、地下水開発、水力発電開発計画等）。工業開発と生産性（工業用地及び施設の設計と開発、生産技術とその過程の開発と改善等）。地図作成業務（常套的手法及び空中探査による地図作製等）。運輸開発（道路、鉄道、内陸水路、港湾及び海運の新設及び改善等）。貿易促進と市場取引（技術と規格化等）。公共財政（予算管理と国家会計等）。統計（経済統計、財政統計、抽出統計等）。公共行政（行政組織、公共事業、人事管理、地方行政等）。社会開発（計画の立案及び調査、都市化等）。地域社会開発（開発計画の

立案及び実施，指導者の養成等）。住宅（住宅政策と計画の作成等）。

(2) 国連専門機関が募集する専門家の（援助）分野

a I L O（国際労働機関）の場合

職業訓練を含む労働力の組織（労働力資源と需要の査定，雇傭斡旋機関，職業指導，職工の訓練と向上，身体障害者の職業的更生等）。経営開発と生産性（経営開発と生産性本部の設立，公務員の訓練，工場内訓練等）。協同組合と家内工業（協同組合法，特殊協同組合の開発，政府職員及び協同組合職員の訓練，家内工業の開発等）。社会保障（社会保険，病氣手当，老年，産業傷害，職業病，失業手当等に関する計画の立案，組織，管理及び財政措置等），農村開発（農業労務者の職業訓練と労働条件等）。労働条件と行政（労働法と立法，産業衛生と安全，労働条件，労働統計，労働者教育等）。

b F A O（国連食糧農業機関）の場合

農業（土地と水の開発，作物の生産，農業経済，要員の訓練等）。林業（森林産品，森林管理，森林の多目的利用，野生動植物の保護，木工業，要員の訓練等）。畜産業（家畜及び家禽の育種。管理並びに栄養，牧草地の利用，酪農産物の生産及び加工，牛疫，口・蹄疫等の家畜伝染病の撲滅，ワクチンの開発と生産等）。水文気象。水産業（水産資源の査定，湖沼における魚類の養殖，汚水処理，漁撈技術，漁船・漁具の設計及び機械化，漁港開発，水産物の加工及び貯蔵，漁業協同組合，漁夫の訓練等）。

(3) 専門家の任国，任期及び言語

上記の国連諸計画に基づいて派遣される専門家の任地は，アジア中近東，アフリカ及び中南米等の地域にわたる外に，ヨーロッパではアイルランド，ユーゴスラビヤ等の国も含まれている。また専門家の任期はプロジェクトによつて異なるが，1カ年が大半を占め，それに続いて6カ月，2カ年，2～3カ月の短

期間となっており、専門家に要請される言語については、多くは英語、次いでフランス語、スペイン語、その他となっている。

(4) 専門家の応募資格

学歴については大学またはこれと同程度の教育機関を卒業し、学識豊かなもので、当該専門分野につき15～20年以上の経験をもち、身体強健なもの。更に人との協調性、国際公務員としてふさわしい品性、高度の事務能力、管理能力及び高度な語学力が要求されている。

(5) 国連機関は専門家を世界的に公募しているが、事業団が受けた募集通知は年間約700件に上り、そのうち適任者として国連当局に推薦したものの実績は次のとおりとなっている。

a 推薦専門家総数	31名
イ UN専門家	21名
ロ FAO専門家	6名
ハ ILO専門家	4名
b 以上の推薦専門家の任命状況	
イ 任命されたもの UN	1名
FAO	3名
ILO	2名
ロ 任命にもれたもの	25名

2. 国連機関に対する機材調達協力業務

国連機関による機材調達は、国連で承認された各国プロジェクトに対する機材供与のために行なわれるが、日本での調達は政府の国連技術援助計画に対する拠出金のうちの特別基金への拠出円によつてまかなわれる。(昭和39年度の日本政府の特別基金への拠出金は2,269,055米ドル)

事業団では国連調達機材の市場調査協力、商品カタログその他の資料の提供等で購入斡旋を行なっているが、本年度において事業団の関係した本邦調達実績は次のとおりである。

国連機関	専門分野	調達金額(千円)
U S	マイクロバス	1,820
F A O	測定機, トレーラー, ジーゼル, 発電機, 製造機械, その他	146,772
I L O	通信機, 屈折計, プロジェクター	2,968
UNESCO	プロジェクター	402
I T U	トロリー, 漏話測定器, 電磁, グラフ他	7,886
		総計159,848

3. 開発途上にある諸国政府が独自の計画で招請する専門家の
推薦業務

いわゆる開発途上にある諸国政府が独自のプロジェクトを作成し、これに要する専門家の派遣を日本に要請してくるが、事業団では関係官公庁その他の協力を得て、適任者を当該政府に推薦する業務を行なっている。その際適格な専門家は当該政府当局と役務条件等につき契約を結ぶこととなるが、本人の俸給諸手当及び旅費を含めた一切の費用は当該政府の負担で支給される。

また、要請される専門家の技術援助分野、任期、応募資格等は、もちろん当該国政府のプロジェクトにより異なっている。

本年度に事業団が専門家の推薦を要請されたのは次の表の如くである。

要請国	専門分野	人数	推薦状況
ユーゴスラビア	大豆栽培	1名	計画変更
ガナ	灌漑, 水道, 水文, 土木	26名	希望者なし
コロンビア	プラスチック製品製造	1名	"
イラク	道路建設, 測量	4名	人選中
エチオピア	公共土木	1名	計画変更
マレーシア	テレビ監督	1名	希望者なし
トルコ	医学	1名	東京女子医大石原助教赴任
ガナ	竹, 蔴, ヤシ皮繊維加工	7名	人選中
エクアドル	園芸	2名	人選中

第8節 その他の業務

前述の業務が円滑に、より効果的に行なわれるように下記の業務を行なった。

1. 調査及び研究

(1) 帰国研修員実態調査

帰国研修員の現況を調査し、あわせて今後の研修への要望あるいはアフター・ケア等についての意見を求めるため、特に現地に職員2名を派遣した。

対象とした国はマレーシア・フィリピン・台湾の3カ国で、現地公館の協力を得て研修員と面接し、調査した。

(詳細は、昭和39年度帰国研修員実態調査報告書 (C))

(2) マラヤ稲作シンポジウム

農林省、京都大学東南アジア研究センターとの三者共催により、マラヤに行なつて来た稲作に対する技術協力のシンポジウムを行なった。

昭和38年以降のマラヤに対する稲作協力は画期的な新品種マリンジア・マスリの育成となつて実を結んだ。これらの専門家及び東南アジア稲作経験者等を招いての討論は「今後の稲作技術協力のあり方」について甚だ有益であつた。

(詳細は、マラヤの稲作(C))

(3) 結核に関する技術協力セミナー

厚生省、結核予防会との三者共催により、東南アジア等開発途上諸国に対する結核対策につき種々検討を加えるセミナーを行なった。これにはWHOからも結核アドバイザーが出席した。

(詳細は開発途上にある国々の結核問題 (C))

2. 広報関係

(1) 経済協力展

アジア経済研究所等との共同主催により、日本橋三越本店で池田首相のテープ・カットにより開催した。

事業団は写真、グラフ等を出品し、技術協力の具体的な姿を紹介した。

(2) コロンボ計画展示会

ロンドンで行なわれた1964年コロンボ・プラン年次協議会に付随して行なわれた展示会に、コロンボ域内に行なっている技術協力の写真、図表を出品した。

(3) 出版物

開発途上にある諸国の現状の認識、技術協力の実状についての理解等を深めるため以下の書籍を刊行した。

イ 海外技術協力（月刊）

ロ 技術協力年報

ハ 英文ブレティン

ニ ビルマにおける畜産指導について

ホ 東パキスタンかんがい土木技術援助総合報告書

ヘ マラヤにおける稲作概況と稲作試験成績

ト 南インドの農業と農民

チ 東パキスタン・ブリガンガ河橋梁調査報告書

リ 米国平和部隊訓練計画

ヌ マライ半島の水産事情

ル 東パキスタン農業年次報告書

ヲ セイロン家具デザイン指導報告書

ワ シンガポールにおける放送テレビ指導報告書

カ コロンボ計画によるインドネシア派遣巡回診療団報告書

- ヨ タイ国漁業統計総合報告書
- タ 世界の稲作栽培と生産
- レ マラヤの稲作
- ソ 開発途上にある国々の結核問題
- ツ 各国の研修員用ハンドブック
- ネ Report on the Stratigraphical and Paleontological Reconnaissance in Thailand and Malaysia
1963~1964
- ナ Report on the Rice Varietal improvement in
Malaya 1961~1963
- ラ Final Report for Period 1962~1964
Padi Experiment and Survey in Malaya
- ム Report on Television Project in Pakistan
- ウ Technical Training in Japan
- ヰ Bamboo Culture and Processing in Japan

3. 海外事務所

タイのバンコックに1名の駐在員をおき業務実施に要する準備を行なうとともに、実施業務の効果測定のための調査、資料の収集等を行なった。

4. 語学研修

海外に派遣される専門家及び海外技術センター要員等が、日本語の背景を皆無とした現地において、一番の難関は語学の問題である。その点に特に留意して、英語、仏語、スペイン語並びにタイ語等の現地語を対象とした組織的な研修計画に基づき研修を行なった。

39年9月に開館した中央研修センターに20台の語学研修ブースを新設して、本部より、移設した従来のブース10台を合せて、30台の最新式語学研修装置の完成を見、研修も従来に増して、成

果をあげることができた。

特に英語においては研修生の能力に応じて、初級、中級、上級の各級に分類して、ミシガンメソッドを基準とした研修を行ない、あわせて自由会話にも重点をおいた。研修を受けた者は、専門家 90 名，海外技術センター等 200 名，合計 290 名であつた。